

# 大分県報

令和元年  
十月十日  
号外（三六）

（木曜日）

## 目次

### 条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部改正……………	一
大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………	二
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部……………	五
大分県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正……………	五
大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例の一部改正……………	五

## ○条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和元年十月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十五号

### 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第一条** 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。  
（職員の給与に関する条例の一部改正）

**第二条** 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「、若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削り、同條第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第二十二條の二第二号中「（同法第十六條第一号に該当して失職した職員を除く。）」

令和元年十月十日

を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十三條第一項中「、若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第二十四條第六項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は前項の規定の」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第三条** 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年大分県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條中「、若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削る。

第十一條中「、若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削る。

第十二條第一項第二号中「傷い疾病」を「負傷又は疾病」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第二項第一号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、「（同法第十六條第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第四条** 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十條及び第十一條中「、若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削る。

第十二條第一項第二号中「傷い疾病」を「負傷又は疾病」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第二項第一号中「（同法第十六條第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

（大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第五条** 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十九條及び第二十條中「、若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削る。

第二十二條第二項第一号中「（同法第十六條第一号に該当する場合を除く。）」を削

大分県報号外（条例）

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十六号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の行政不服審査法関係事務の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「同項」を「同法第六条第一項」に改め、同表の高圧ガス関係事務の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六項」に改め、同表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の項中「当該認定申請に係る部分の」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第二十九項第三項に規定する申請建築物（以下この項において「申請建築物」という。）又は同項に規定する他の建築物（以下この項において「他の建築物」という。）のそれぞれ一棟当たりの」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項中「法」という。）」を「法」に、

四 法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合

四 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九条第三項の規定により他の建築物を記載する場合にあつては、当該他の建築物一棟につき、上記一から四までの規定の例により算

は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を加算する。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。

を

五 法第三十条第二項の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を加算する。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。

に、

一 新たに他の建築物を追加する場合にお

当該申請に係る建築物の区分に応じ建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料に規定する額に二分の一を乗じて得た金額。この場合、一の端数は、切り捨てる。

を

当該申請に係る建築物の区分に応じ建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料に規定する額に二分の一を乗じて得た金額。この場合、一の端数は、切り捨てる。

ける当該他の建築物に係る手数料は、上記の金額にかかわらず、当該他の建築物一棟につき、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料の例により算定した金額とする。

二 複数の建築物について当該申請をする場合にあつては、当該建築物一棟につき算定した上記の金額（前号に規定する他の建築物の追加があるときは、同号の規定により算定した金額）の合計額とする。

三 法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六条

に改

め、同表の運転免許関係事務の項中

道路交通法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

一件 一、九〇〇円

一、五五〇円  
一、九〇〇円

を

一、五五〇円	道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に對する試験にあつては、八〇〇円とする。
一、九〇〇円	

に、

の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を加算する。この場合、一の端数は、切り捨てる。

を

道路交通法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一件	一、九〇〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八〇〇円とする。
--	----	--------	---

道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	一件	一、九〇〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八〇〇円とする。
-----------------------------	----	--------	---

道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	一件	一、九〇〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八〇〇円とする。
-----------------------------	----	--------	---

一 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第九十七

に、

を

に、

道路交通法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、二、〇五〇円に当該の種類別の免許に係る事項を記載することにより二〇〇円を加えた額とする。

を

二 道路交通法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、二、〇五〇円又は一、七〇〇円に当該の種類別の免許に係る事項を記載することにより二〇〇円を加えた額とする。

に、

一件	三、五〇〇円
----	--------

一件	二、二五〇円
----	--------

に改め、「（昭和三十五年

附則

政令第二百七十号）」を削る。

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第三の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の項の改正規定（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行の日

二 別表第三の運転免許関係事務の項の改正規定 公布の日から二月を超えない範囲内において規則で定める日

三 別表第三の行政不服審査法関係事務及び高圧ガス関係事務の項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十七号

**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例**

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第八号中「、次のイ」を「次のイ」に、「次の口からちまでの」を「次に掲げる」に改め、同号イを次のように改める。

イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。

（大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正）

第二条 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成十八年大分県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第三の十イを次のように改める。

イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。

令和元年十月十日

（大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第四十八条第八号ロからちまで」を「第四十八条第八号」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

大分県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十八号

**大分県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例**

大分県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第二項ただし書」を「前項ただし書」に改める。

第十一条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

**附則**

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十九号

**大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例の一部を改正する条例**

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業に関する条例（昭和四十八年大分県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

大分県報号外（条例）

令和元年十月十日

大分県報号外（条例）

第一条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。  
第十六条中「及び第三号」を削る。

第十八条第一項中「第五十五条第七項」を「第五十五条第九項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。